

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産（出産予定）の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 受付期間は令和6年1月4日からです。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減

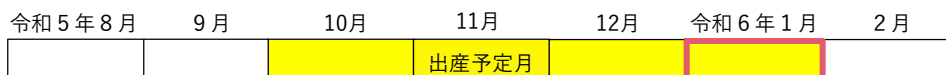
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から軽減されます。産前産後期間の保険税が全額免除になるものではありません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。



※令和5年11月に出産した場合（単胎妊娠）、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

・・・対象期間

- 保険税が軽減された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要なもの

- ① 身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ② 母子健康手帳、医療機関が発行した証明書、出産予定日を明らかにすることができる書類

届出先

都城市役所	保険年金課（国保担当）	TEL 0986-23-2642
山之口総合支所	地域生活課	TEL 0986-57-3112
高城総合支所	地域生活課	TEL 0986-58-2312
山田総合支所	地域生活課	TEL 0986-64-1114
高崎総合支所	地域生活課	TEL 0986-62-1112
各地区市民センター		